

北労基発 0831 第 1 号の 1
平成 28 年 8 月 31 日

関係団体の長 殿

北海道労働局労働基準部長



社会福祉施設における労働災害防止対策の推進について

貴団体におかれましては、平素より安全衛生行政の推進に当たり、御支援、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、第三次産業に係る労働災害の防止につきましては、先に当局労働基準部安全課長名にて「第三次産業における労働災害防止対策の推進について（要請）」と題して、リーフレットを配付させていただいているところですが、全国的にも社会福祉施設における労働災害の件数が増加していることから、更なる労働災害防止対策の適切な実施が強く求められています。

改めて申し上げるまでもなく、事業者には、労働安全衛生法に基づく労働災害防止のための措置が義務付けられていますので、法令に基づく措置を確実に実施していただくことが必要です。

この度、別添のとおり「社会福祉施設の安全管理マニュアル」等が作成されましたので、貴団体におかれましては、ホームページへの掲載、関係事業場が参集する機会、会報の送付、会員向けのメールマガジンの配信等のあらゆる機会を捉え、周知していただき、社会福祉施設における労働災害防止対策の推進が図られますようお願い申し上げます。

(別添)

- ・社会福祉施設の安全管理マニュアル
- ・職場の危険を発見するための「見える化」の安全活動に関するリーフレット
- ・転倒災害防止や腰痛予防のための好事例集

(参考) 社会福祉施設の労働災害防止マニュアル等

社会福祉施設において、事業者が行う安全衛生活動を支援するため、事業場の実態に即し、労働災害防止対策に取り組むことができるように作成したものです。なお、厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123245.html>

【担当】

北海道労働局労働基準部安全課
安全専門官 尾崎 浩幸
電話 011-709-2311(内線 3553)